

蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業費補助金  
交付要領及び実施要領に基づく公表

令和4年8月現在

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	国内投資促進基金 (蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業)
法人名	一般社団法人環境パートナーシップ会議
基金額(国庫補助金相当額)	101,500百万円(101,500百万円)
基金事業の目的	2050年カーボンニュートラル実現に向けた自動車の電動化や再生可能エネルギーの普及拡大に向けて蓄電池・材料・部材の国内生産基盤やリサイクル拠点を確保し、生産基盤等を生かした研究開発の強化を行い、国内で先端的な蓄電池・材料・部材の生産技術・リサイクル技術を目指すべく、蓄電池のサプライチェーンの強靱化を図ることを目的とする。
基金事業の概要	先端的な蓄電池・材料等の生産技術、リサイクル技術を用いた大規模製造拠点を国内に立地する事業者に対し、その為に必要となる建物・設備への投資及び生産技術等に関する研究開発に要する費用を補助するものである。補助上限及び補助率については、設備投資に対する補助上限額を150億円とし、150億円までの設備投資については、補助率を1/3とし、150億円を超える部分については1/4とする。また、研究開発投資については補助率を1/2とし、研究開発投資に対する補助上限額は、設備投資に対する補助額との合計が設備投資に係る補助対象設備の1/2を超えない範囲とする。
基金事業を終了する時期	【基金事業の終了予定時期】 蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業費補助金実施要領の第2の6.(1)により、「基金設置法人が基金管理を行う期間は、導入等事業が終了し、第4の5(6)に定める報告に係る業務が終了するまでとする。基金設置法人は、基金管理終了後において導入等事業で補助事業者が取得した財産等の処分に係る手続を行わなければならない。」と規定。  【導入等補助金の交付申請の受付を終了する時期】 蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業費補助金実施要領の第2の4.により、「導入等補助金の交付申請の受付を行う期間は、令和4年度末までとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大等によるやむを得ない事由が確認できたものに限り、申請期限について大臣が必要と認める範囲で期限延長を行う場合がある。」と規定。
見直し時期	年1回程度
基金事業の目標	2050年カーボンニュートラル実現に向けた自動車の電動化や再生可能エネルギーの普及拡大を目指す為の蓄電池について蓄電池・材料・部材の国内生産基盤やリサイクル拠点を確保しこうした生産基盤等を生かした研究開発を強化し、国内で先端的な蓄電池・材料・部材の生産技術・リサイクル技術を目指す、国内における蓄電池のサプライチェーンの強靱化を図ることを目標とする。